

氏名	しもかわ きよし 下川 潔
学位(専攻分野)	博士(経済学)
学位記番号	論経博第294号
学位授与の日付	平成15年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	ジョン・ロックの自由主義政治哲学

論文調査委員 (主査) 教授 田中秀夫 教授 根井雅弘 教授 八木紀一郎

### 論文内容の要旨

本論文は、ロックの政治哲学を自由主義政治哲学として解釈し、その基本原理を解明する。基本原理とされるのは、(1)政教分離、(2)プロパティ、(3)同意と服従、(4)正義、(5)公共善の5つである。

第一の政教分離の原理は、政治権力が個人の宗教的信念と礼拝に介入してはならないという原理で、統治者は、被治者の宗教に関して寛容でなければならないという寛容の義務に関する原理と同じものである。ロックの狙いは、個人の良心の自由を政治権力に対して擁護することにあつたが、本論文第1章は、この原理の根拠を解明するとともに、ロックの主張の妥当性についても批判的に検討している。

第二のプロパティの原理は、現世の権利であり、すべての人間は、本来自分の「人身」と「財産」に所有権をもつというものである。これは人身所有権テーゼと財産所有権テーゼに分けることができる。この原理の解明が本論文の中心をなす。従来の研究はこの原理の解明を不十分にしか行っていない。本論文では、プロパティを「排他的支配権」としてとらえて、その概念を解明し、その中核に自己決定を遂行する能力を持った主体が想定されている(自律テーゼ)ことを明らかにし(第2章)、次に、ロック財産所有権論をめぐる解釈を提示するとともに、複数の正当化論を再構成し(第3章)、さらに、そうした議論を批判的に検討して、人身所有権テーゼの正当化と、相続権の検討を行っている(第4章)。

第三の原理は、政治的権威の成立とそれへの服従義務は同意に基づくという原理である。ロックによれば、諸個人は、自然状態で持っている人身所有権と財産所有権を保全するために政治社会を形成し、それに加入するのであるが、そのときに同意によって政治的権威を設け、服従義務を負う。この同意理論の解釈と批判的検討を第5章は行っている。ロックの力点は、プロパティ概念に組み込まれた諸個人の自己決定権を尊重する点にあつた。

第四の原理は、政治権力の行使の目的は「正義」にあるという原理であるが、それは諸個人の権利の公平な法による保護を意味する。政治権力の恣意的行使を批判したこの原理は、しばしば見落とされるが、正義概念の歴史を参照しつつ、正義の実現に関するロックの見解を分析し、批判的に検討するのが第6章である。

最後の原理は、政治権力は公共善のために行使されるという原理であり、社会の一部のために行使されてはならないという原理と対をなす。ホブズやロックのような、個人主義者、自由主義者も公共善を論じているということは、従来は余り注意されていないが、ロックに即してこの概念の分析と、その役割を考察するのが、第7章であり、ここではあわせて、ロックの救貧法改革案を公共善実現プランとして検討する。

ロックは以上の五原理のうち、第一、第二の原理については正当化に力を注いだし、第三の原理の正当化論もロックの議論から再構成できるが、第四、五については正当化論といえるようなものを提出していない。したがって、第一、第二、第三の原理についてはロックの正当化論を考察するが、第四、第五の原理については概念分析を中心として行う。

以上の五原理が、ロックの政治哲学の主要原理である。第一、第二の原理は国境を越えた普遍的な人間の権利と自由に関わるものであり、ロック政治哲学の下部構造をなす。第三の原理は、下部構造である普遍的な人権の理論を特定の政治社会の権威へと繋ぐものである。第四、第五の原理は統治者に二つの重要な義務を負わせるものであり、平等に関わるこの二つの

原理は、ロック政治哲学の上部構造をなす。

本論文は、ロック政治哲学のこのような理解を緻密なテキスト分析を通して行うだけでなく、さらにロックの自由主義政治学を世俗化、平等化する試みも行った。ロックの政治哲学から神学を取り去り、世俗化を一貫させるという試みと、ロックの自律テーゼを、非所有者を含むすべての人間に平等に適用するという試みである。そうすることによって、現代の政治・社会問題への基礎的視点を確保することが目指されている。

### 論文審査の結果の要旨

本論文はロック自由主義政治哲学の基本原理を五原理に集約して、その概念を解明するとともに、その正当化がどの程度ロックによって行われているかを批判的に考察するものである。五原理とは、政教分離の原理、プロパティの原理、同意と服従の原理、正義の原理、公共善の原理である。

ロック研究は英米でも日本でもきわめて盛んに行われて来たり、研究成果は膨大に存在している。ロックは、かつては近代立憲主義、民主主義あるいは市民社会の思想家として、その自然法思想＝社会契約論＝政治正当性論＝同意論に注目が集まったが、近年は自由主義思想家として再評価されている。研究手法、研究関心も変化し、かつて主流であったロックの政治哲学的アプローチは今では少数派となり、ロックのテキストをコンテクストとの関連で分析する思想史研究が主流になっている。後者はテキストに実現されたロックのコミットメントを多様な局面、トピックにおいてコンテクスチュアルな関連で解明するという点で成果をあげてきた。プロテスタント神学をベースにしてロック政治思想を解釈するジョン・ダンの研究、ロックの思想形成過程をフィルマー論争との関係で解明するポーコック、アシュクラフトの研究は今では古典的成果である。寛容論、植民地論、経済論、救貧論なども克明な歴史的研究の対象になってきた。

そういうなかで本論文は、今では少数派になりつつあるロックの政治哲学の哲学的・批判的考察に取り組んだ労作である。上記の五原理の選択については議論の余地があるだろうが、しかし、著者の考察は厳密かつ詳細で、考え抜かれたものになっており、透徹した執拗なまでの議論によって従来の研究を多くの点で凌駕している。その委細を尽くすことは論文そのものに委ねざるを得ないが、とりわけ以下の点を指摘しておきたい。

第一に、著者はロック寛容論を政教分離の原理として把握し、その根拠7点（委任の欠如、強制力によって信念の変更を強いることの不可能性と不適切さ、政治的改宗の非合理性、世俗的財産不介入とのアナロジー、判断の可謬性と危険の自己負担、救済の必要条件としての内面の信仰と誠実さ、他者への危害の不在）を析出して、それぞれについて詳細な分析と批判的検討を行うことによって、ロックが、この原理を狭く不徹底な仕方理解していることを明確にした。カトリックと無神論者の排除、国教会の容認というロックの限界を超えるには、ロックの根拠の2、5、7の根拠を強化すべきであるという提案も重要である。

第二に、本論文が最大の割合を割いているプロパティの原理の分析を通して、ロックのプロパティの原理と概念について、従来の研究にない詳細で厳密な分析を行ったことを特筆しなければならない。著者はロックのテキストを綿密に分析して「私的支配権としてのプロパティ」の概念を押し出し、財産所有権論については規範理論を抽出し、さらにそれを批判的に検討している。著者はロックの基本思想を「自律テーゼ」と「人身所有権テーゼ」に要約し、それを基礎に、1「人間生活の必要性」、2「労働相応報酬」、3「改良と価値創造」、4「自由拡大」、5「危害回避」、6「経済的繁栄」を論じるロックの議論の妥当性を検討して、1、5を妥当とし、他を条件付きで正当化可能とする。こうした議論を通して、著者が明確にした点はきわめて多く、ロック研究に限らず、所有権問題を考察する際に、本論文は不可欠な参考文献となるであろう。

第三に、正義の原理、公共善の原理についての著者の考察は、数少ない試みとして独創的な貢献である。正義論ではグロティウス、アリストテレスとの比較や、「慈愛の義務」論の考察、そして「基本的必要」の概念の導入による補強論がメリットであり、また公共善の原理についての議論では、救貧法改革案を分析してロックの「限定的パターナリズム」を論じている点が、興味を引く。また同意と服従の原理の考察は、プーフエンドルフやヒュームの概念・議論との比較などに強みがあり、興味深い考察になっている。

本論文は、よく考え抜かれたロック研究であり、わが国のロック研究の頂点に立つ論文と評価できるが、最後に、本論文の疑問点と残された課題についてふれておこう。

まず思想史的分析と哲学的考察の関係について。ロックの思想の歴史的分析と、ロックを素材にする哲学的考察とが、区別されつつも同時並行的に行われているために、ロックの歴史性が軽くなっており、もっと歴史的次元を押し出すべきではないかと思われる。

第二に、政治哲学の普遍的課題の論議は別途扱ったほうが適切であるように思われる。現代的課題を意識した批判的考察がそれぞれの章の最後に登場する。古典的著者と300年の時を経て対話することを思想史的分析と同時に遂行することは（それが本論文のメリットの一つであるとしても）本論文に過大な負担となっているように思われるし、著者は、ロックにないものねだりをしているように見える。

また公共善の議論——それはアクチュアルな現代的なトピックでもあり重要であるが——は手薄に感じられる。著者は「ロックの救貧法改革案を単に歴史的文書として扱わずに、彼の政治哲学の諸原理との整合性」を問題にすると言明しているが、まず歴史の文脈のなかでの検討を詳細に遂行して欲しかったし、さらにはベラーズなどの同時代の救貧法改革案と比較することなしには、適切な評価は難しいであろう。正義論の考察も、メリットがありながらも議論に不十分な印象が残るのは、平板な整理に終わっているからである。限定パターンリズムの議論も興味深いけれども、この場合は概念自体の検討が乏しい。ロックにパターンリズムを検出するのは独創的な着想であるが、ならばパターンリズムをめぐる関連文献と思想史を参照した視野の広い本格的な議論が望まれる。ロックの論敵フィルマーは文字通りパターンリストであったし、パターンリズムの克服は自由主義にとって最大の課題の一つだったからである。

このような課題が残されているように思われるけれども、本論文が圧倒的な迫力をもった画期的な研究であることは明らかであり、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成15年2月6日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。